

事業計画決定を突き崩す裁判であり、その違法性を突いた裁判である 「スーパー堤防事業がない以上、都市計画決定は有効なのか」と原告団が弁論

第3回口頭弁論も傍聴席は満員に＝「取消し訴訟」

5月17日（木）午後2時から江戸川町会18班地区住民が起こした「江戸川区スーパー堤防事業取消し訴訟」の第3回口頭弁論が東京地裁103号法廷で開かれました。法廷では主に裁判長と弁護士がやり取りしましたが、その後弁護士会館で行なわれた報告集会で小島延夫弁護士は以下のように説明しました。

都市計画決定により事業計画決定へと移行しますが、本日の裁判は、この事業計画決定を突き崩す裁判であり、事業計画決定の違法性を突いたものです。

都市計画法第13条では行政が何かを行なう時、住民に説明する事になっている。また、都市計画は国に代わって地方自治体の実施できるが、理由を示すことになっている。一体開発の必要性はあるのだろうか。また、住民の生命、身体、財産に被害を与えないか。人、住居の移動で住民に過度の負担を与えないか。地方自治体は事業を有効、効率的に行なわねばならないが、18班にスーパー堤防を造る事で洪水が防げるのか…、などと説明しました。

口頭弁論の最後で裁判長は「スーパー堤防構想の違法事由は何か？」と尋ね、小島



裁判の様子を報告する小島弁護団長（第一弁護士会館にて）

弁護士は「都市計画決定の要件・考慮要素と違法事由の関係」と題したメモを裁判長に手渡ししました。

それによると①一体開発・整備の必要性有効性＝江戸川には計画高水量をはるかに下回る流量しか流れないこと。本件地区には過去に洪水被害がないこと。江戸川堤防は十分な強度があること。本件地区は水害の被害は受けにくいこと。完成する蓋然性が乏しいこと。

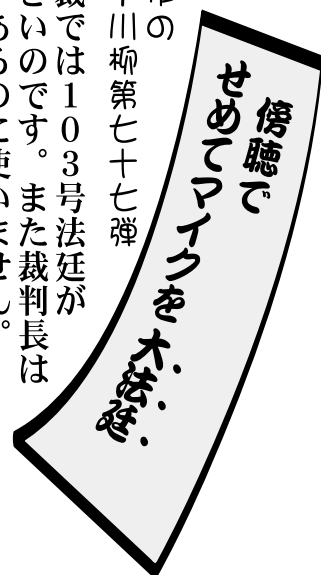
②効率性＝他に、より費用の低い代替手段があること。完成までに膨大な事業費が見込まれること。

③生命・身体・財産に危険を及ぼす恐れがないこと。＝盛り土が災害の原因となること。

④住民に著しい負担がないこと＝本件事業が住民に過酷な負担を強いること。そして訴状の該当箇所を示しました。

小島弁護士によると、江戸川区の書面提出は9月末になるだろう、とのことでした。

安中茂作のスーパー川柳第七十七弾
東京地裁では103号法廷が一番大きいのです。また裁判長はマイクがあるのに使いません。傍聴者に聞かれたくないのかしら



第4回口頭弁論のお知らせ

期日：7月19日（木）
午前11時開廷

傍聴券配布は10時30分

場所：東京地方裁判所
103号法廷

交通：東京メトロ「霞ヶ関」
日比谷線・丸の内線
A1出口 1分